

< 2004年8月 >

『兵は凶器なり』(38)

15年戦争と新聞メディア

1935 - 1945

## 日中戦争・国家総動員法とメディアの落とし穴

前坂 俊之

(静岡県立大学国際関係学部教授)

一九三八(昭和13)年に入って、日中戦争はいよいよ長期戦の様相を呈しはじめた。戦局は中国全土に拡大、日本軍は上海、南京などの主要都市を陥落させ、一見勝っているように見えて戦線が拡大し、大陸のドロ沼に一層深く突っ込み身動きとれなくなっていた。

南京攻略によって、満州国承認など、よりいっそう強硬な内容の講和条件を突きつけたが、民族解放闘争の性格が強くなった中国側はこれを拒否した。

日本政府は戦局打開のため、ドイツのトラウトマン駐華大使のあっせんで中国との和平交渉をすすめていたが、一九三八年一月十五日、この交渉を打ち切った。

翌十六日、近衛文麿首相は「帝国政府は爾後国民政府を相手とせず」との声明を出した。これは外交の失敗を象徴する声明で、紛争中の交渉相手との話し合いを自ら拒否して、いっそう抜きさしならぬ結果に陥った。以後、この声明が足かせとなり、声明の取り消しに苦慮した。この歴史的な誤判断も、中国を甘くみたおごりと蔑視から起こったものであり、この声明の結果、日中戦争は一層の長期化し、日本の破局の重要局面ともなった。

### < 政府 声 明 >

帝国政府は南京攻略後、なお支那国民政府の反省に最後の機会を与うため、今日に及べり。しかるに国民政府は帝国の真意を解せず、みだりに抗戦を策し、内、人民塗炭の苦を察せず、外、東亜全局の和平を顧るところなし。

**よって帝国政府は爾後国民政府を相手とせず、帝国と真に提携するに足る新興支那政権の成立発展を期待し、これと両国国交を調整して、更生新支那の建設に協力せんとする。もとより帝国が、支那の領土および主権ならびに在支列国の權益を尊重するの方針には、ごうも変わることなし変わるところなし。**

今や東亜和平に対する帝国の責任いよいよ重し。政府は、国民がこの重大なる任務遂行のため一層の発奮を望して止まず。

「暴支膺懲(ぼうしゅうちょう)」「(中国をこらしめること)」、「挙国一致」を対外的、国内的な2大スローガンとして、国民を大義名分のない戦争に引きずりこんでいったが、これだけでは不十分であった。

近衛内閣は、日中戦争勃発から一ヵ月後の八月二十四日に国民精神総動員運動を開始、「挙国一致」「尽忠報国」「堅忍持久」をスローガンに掲げた。地域の在郷軍人会、愛国婦人会、青壮年団体などを通じて、草の根で国民一人ひとりまで天皇制イデオロギーを注入し、戦争への協力体制づくりを徹底した。

長期戦を戦うためには、国家と国民の絶対的な協力が必要となる。精神運動とリンクした形で、陸軍の主導で一九三八年二月には国家総動員法が議会で提出された。

国家総動員法は日本の総力を戦争遂行に向け、そのために強力かつ広範な統制権限を政府に与えるもので、成立すると、社会、経済、文化などあらゆる領域で、政府が必要と判断すると勅令によって統制を発動できる超法規的な内容である。

これは、「戦時に際し、国防目的達成のため国の全力を最も有効に発揮せしむるよう、人的物的資源を統制運用する」(第一条)ことを目的に、

国民徴用などの労働統制

物資の生産、輸出入の制限などの物資統制

会社の設立、合併を制限し、金融の資金運用も統制する企業・金融統制などあらゆる分野について、政府が必要と認められた時は、国会審議など一切行わずに勅令、省令などで発動できるという広範な統制権を政府に委任したものであった。

### < 国家総動員法案は全50条でその内容は・・・ >

第1条から第3条までは定義で、「国家総動員」、「総動員物資」、「総動員業務」とは何かについての説明。

第1条は、「本法ニ於テ国家総動員トハ戦時(戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下ニ同ジ)ニ際シ、国防目的達成ノ為、全カラ最モ有効ニ発揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ」と定義する。

第2条は、「総動員物資」とは何かを明らかにする。そこで挙げられた物は、兵器、

艦艇、弾薬、被服、食糧など。

第3条で「総動員業務」とは、「総動員物資の生産、修理、配給、輸出、輸入又は保管に関する業務」(第1項)をはじめとして、運輸、通信、金融、衛生、救護、教育訓練、試験研究、啓発宣伝、警備その他を指定している。

政府に与えられる権限は、戦時においては労務、物資、資金、施設、事業、物価、出版など(第4条から第20条)の統制、平時においては職業能力の申告、技能者養成、物資保有、計画の設定演練、試験研究、事業助成(第21条から第26条)の統制である。

第32条から第49条は罰則規定で、最高5年以下の懲役、または1万円以下の罰金を課している。

国家総動員法は、戦争のあり方が総力戦となった時代に対応しようとしたものだった。

総動員法は戦争遂行のために、政府が全面的に統制する権限を白紙一任で受け取るものであり、明治憲法下の議会主義を否定するものであった。

西園寺公望は「この法案が憲法無視の悪法であることは明らかである。こんなものは通過しない方がよい」と決めつけた、という。(1)

### なぜ、総動員法が必要になったのか。

「黙れ事件」でその後有名になった元陸軍軍務課員・佐藤賢了はいみじくもその真相をこう語っている。

「中国側のはげしい抵抗と、近代築場によって攻撃は困難を極め、いたずらに砲弾を消耗した。砲弾はからっぽになった。優良兵団はあるが、持っていく弾薬がない。こうなっては道はただ一つ、民間工場に砲弾製造、設備の新設・拡張をやってもらうよりほかに方法はない」(2)

この総動員法がいかに徹底したものだったかは、立案した当の企画院総裁(第二次近衛内閣当時)の星野直樹が次のように述べている。

「統制法規として、世界に類例のない徹底したものだ。この法律で何と何が統制できるかと考えるよりも、この法律で統制できないものがあるなら、それをさがした方がは

るかに早いだろう」(3)

## 新聞メディアは国家総動員法によってどうなったのか。

新聞は生殺与奪を完全に握られることになる。

当初案の第21条では「国家総動員上、必要あるときは、勅令に定めるところにより、新聞紙の制限又は禁止、これに違反した場合は発売、頒布の禁止、差押えが出来る」とあった。

第22条では「一ヶ月二回以上、または引続き二回以上新聞紙の発売、頒布を禁止した場合、国家総動員のため必要ある時は勅令により、その新聞の発行を停止することができる」という規定まで盛り込まれていた。

同法は二月の国会に上程される予定だったが、『読売』が一月二十六日第二夕刊でこの内容をスクープした。

第一面の四分の三をつぶして「国家総動員法要綱、物心両面一切に亘り高度統制原則確立」(七段見出し)と大々的に報じた。

新聞界はこの総動員法に驚いた。

もし、これが実施されれば「死刑宣告」であった。新聞の親睦団体「二十一日会」は二月八日に帝国ホテルに末次内相、富田警保局長ら内務省幹部を呼び、国家総動員法のなかの新聞関係の法案についてただした。

『朝日』は緒方、野村、『東京日日』は阿部、高田、『読売』は高橋、柴田らのほか、『国民』、『報知』、『中外』、『同盟』も出席した。二十一日会側は、

、国家総動員法から、新聞、出版関係条項を削除する。  
、これが不可能な場合は根本的な修正を加え、少なくとも二回以上の発禁で停止などという常識な条項を削除する。

などを要求、話し合いはもの別れに終わった。各社一人の実行委員を決め、九日には近衛首相、十日には企画院を訪れて申し入れた。

これが効を奏したのか、国会に提出された総動員法からは「発売、頒布禁止の行政処分二回以上受けた新聞や出版物は発行停止処分にする」という項目は閣議で急き

よ削除され、新聞界はホッと胸をなでおろした。

正式の提出法実には第20条に、「政府は戦時に際、し国家総動員上必要ある時は勅令の定むる所により、新聞紙その他の出版物の掲載について制限、又は禁止を為すことを得。政府は前項の制限又は禁止に違反したる新聞、その他の出版物は国家総動員法上支障あるものの発売頒布を禁止、これを差押えることを得」とあった。

国会に提出された国家総動員法は、各政党から反発があった。

すでに陸軍の威圧の前に、縮みあがっていた議会のなかにも、斎藤隆夫、浜田国松、牧野良三らほんのわずかだが、自由主義と議会政治を守ろうとする気概をもった各党の議員が残っていた。

強く反対したのは、政友会の牧野良三と民政党の斎藤隆夫だった。

牧野は『国民より無条件に、生命と、身体と、財産とを提供せしめることであって、正に超法律的』『全部が皆、権利と、自由と、財産に対する保障の剥奪、制限のみ』『臣民の権利義務に関する規定を行政権に移譲せんとするもの』『議会に白紙委任状を要求するもの』（『都新聞』13年2月12,14日号）-「戦争または事変において天皇が非常大権を行使できる帝国憲法第31条を無視した、『合法の仮面を着けた大権の干犯』であると批判した。

また、斎藤も議会で「臣民の権利、自由、財産言換ふれば臣民の生存権に制限を加へんとするもの」（『東京朝日新聞』昭和13年2月25日付）と批判した。

議会でも「委任命令が多いのは憲法に抵触する」「本法の発動と適用を官僚に一任するのは危険千万」「白紙委任せよというのか」といった批判が強く、特に新聞発行の停止や集会の禁止などの項目がやり玉にあがった。

総動員法をめぐる攻防が激化した。国会に提出される矢先の二月十七日、総動員法賛成の右翼団体「防共護国団」が凶器を持って政友会、民政党両本部に乱入、占拠するという事件が起きた。

総動員法に反対の両党への威嚇であった。

さらに、国会で審議中の三月三日に、社会大衆党党首の安部磯雄の自宅に右翼四

人が押しかけ、玄関で応対した安部をステッキで殴りつけ、二週間のけがをさせるという事件も起き、騒然とした雰囲気にも包まれた。

### 説明員が議員を「黙れ!」とドナリつけたという前代未聞の事件

これと同じ日に、総動員法を審議中の衆議院特別委員会で佐藤賢了中佐による「黙れ事件」が起きた。

陸軍省の一説明員が議会で議員を黙れとドナリつけたという前代未聞の事件で、当時の陸軍と議会、国民の関係を象徴したケースであった。問答無用、反対のものは力で圧殺して、無理やり総動員法を通過させようとする、強硬姿勢のあらわれでもあった。

『東京朝日』朝刊(三月四日)は「総動員法案に大波瀾 佐藤中佐 “黙れ” の一言、委員会沸騰裡に散会」「直ちに取消す」と大々的に報道した。

『東京日日』は同日付で「総動員又一波瀾、佐藤中佐の説明資格」(三段見出し)と小さな扱いで、「黙れ」は見出しに出ていない。

この委員会で取材していて「黙れ事件」の一部始終を見ていた当時の『国民新聞』記者・木道茂久は「決して偶発的な失言などではなく、傲慢無礼な佐藤の一言は陸軍の政治上の態度を端的に表現したものと、こう書いている。

「佐藤は単に一説明員に過ぎないのに、その態度は傲慢不遜、政党などあたまからなめてかかったような口吻、あたかも小学校の先生が頭ごなしにものわりのわるい生徒を教えるような態度であった。

質問者の宮脇長吉(政友会)、板野友造(同)らの間から『そんなことはわかっている。われわれは君の説明をききにきたのではない。やめろ、やめろ』と中止を求めた。佐藤は耳を貸さず、強引に説明を続けた。委員会は騒然として、宮脇は立ち上がって委貞長に説明のストップを要求した。

腹を立てた佐藤は『黙れ!』と叫んで、委員会は大混乱に陥った。顔面蒼白となった佐藤はいつの間にか退席した」(4)

翌日、杉山陸相が遺憾の意を表明したが、佐藤軍務課員は登院を自発的に遠慮しただけで、何の処分も受けなかった。

それまでの国会での論議は、当初、近衛首相が欠席したため激しい反発があり、答弁に立った塩野法務大臣らはシドロモドロで立ち往生し混乱した。前日の三月二日、病気をおして登院した近衛首相が「協力と理解」を率直に求めたため、議会の空気も和らいだ矢先のことであった。

### 結局、「支那事変に直接これを用いるものではない」と近衛首相が言明したため、政友会、民政党は折れ、三月十三日に同意する方向に傾いた。

ところが、政友会、民政党、唯一の合法無産政党の社会大衆党までも一致して、三月十六日に総動員法は全く無修正で可決された。

議会は自らの存在を否定した総動員法に一矢を報いることなく敗退した。陸軍の圧力を前に議会主義を最後まで守るという気概はすでになかった。わずかに、付帯決議をつけただけであった。

「本法の如き広汎なる委任立法は全く異例に属す。政府は将来つとめてその立法化をはかるとともに、運用に当っては、憲法の精神にもとらざるべき……」

これが議会からの陸軍、政府へ突きつけたわずかなレジスタンスであったが、今次支那事変では発動しないという近衛首相の約束も、わずか三ヵ月後には廃棄されてしまった。

### ところで、新聞は総動員法に対してどのような態度をとったのであろうか。

これまでどおり傍観報道に終始し、議会でのやりとりは一問一答で詳細に報道した。しかし、そのワクを一步も出ず、既成事実を次つぎに追認し、事態の悪化を黙認した。

#### 社説では「東京朝日」が

三月 三日	「総動員法の指針」
同十八日	「総動員法の運営」
同二十六日	「議会の教ふるもの」

#### 「東京日日」では

二月二十日	「総動員法案の審議」
-------	------------

二十五日	「総動員法案と閣僚の態度」
二十七日	「総動員法案の審査」
三月十六日	「総動員法案と議会の形勢」
同二十六日	「総動員法運用の用意」

しかし、いずれもあたりさわりのない内容であった。

『文芸春秋』（1938年3月号）「匿名月評 - 死刑宣告の新聞」では、総動員法に対する新聞の態度をこう指摘した。

「新聞は頗（すこぶ）る不明瞭な態度をとった。肯けいに値する社説等を開陳するでもなし、反対論の焦点を衝くでもなし、例によって他力本願、ニュース本位……果たして悪法なりとせば、社会の木鐸ばらが率先警鐘を乱打、義勇消防隊として花々しく現場へ馳せ参ずべきものとす。

それが出来ないのは、現代新聞の一大悲哀といわねばならぬ。徒に時流に媚び、奥歯に物のはさまったような、観測しか下し得ない」

逆に“死に体” “宦官新聞” と『文芸春秋』のこの欄で、皮肉られていた新聞に対して、国家総動員法を発動した当局者は統制に自信たっぷりであった。

新聞側から批判された総動員法20条については「これは単に法案を作っただけで必要のない限り実施をさけない」と政府は弁明し、「抜かざる伝家の宝刀」と申し開きしていた。

そして法案の一部を早々に引っ込めたのは、一つのネライが隠されていた。総動員法には意外な落とし穴が隠されていたのである。

問題は20条ではなかった。第16条3項、第18条2項の2つに重大な意味があったが、新聞界はその点に気づかなかった。

**新聞が対岸の火事とみていた2つの規定に新聞の企業統制を強要する法的根拠が隠されていた。**

**【第16条の3】政府は戦時に際し、国家総動法上必要あるときは……事業の開始、委託、共同経営、譲渡廃止もしくは休止、法人の目的変更、合併、解散の命令をなすことを得**

**【第18条の2】政府は……同種もしくは異種の事業の事業主またはその団体に対**



## し、当該事業の統制または統制のためにする団体または会社設立を命ずることを得

すぐ後の「新聞連盟」や「一県一紙」に追い込まれる新聞の統廃合のキーワードはこのなかにあったが、新聞は第20条の「言論の自由」のほうに目を奪われ、新聞の企業体、事業としての生殺与奪をにぎられるこの2点には全く気づかなかった。

政府側から、この提案がなされた時は有無を言わず自動的に統合が決まったのである。

戦争遂行への“白紙委任状”を受け取った総動員法の審議の最後にオマケがついた。

同法に賛成した社会大衆党の西尾末広議員が3月16日の本会議で賛成演説し、近衛首相を励まして「ムッソリーニの如く、ヒットラーの如く、スターリンの如く」と演説した。

この「スターリンの如く」が問題化した。

共産主義者スターリンを引き合いに出すとは何事か、と社大党の露骨な転向ぶりを苦々しく思っていた政友会、民政党からクレームがつき、西尾は懲罰委貞会にかけられ、議員を除名されたのである。

議会における発言で除名されたのは初のケースであった。政党が自ら議会政治を否定した自殺行為であったが、“憲政の神様”といわれた尾崎行雄以外、この懲罰に体を張って抵抗したものはいなかった。議会政治そのものが、すでに死滅していたのである。

朝・毎・読などは、この問題も真正面から取り上げず沈黙した。

桐生悠々だけが『他山の石』（一九三八年四月五日号「西尾氏の除名」）で

「『無理が通れば道理が引込む』単に日本のみならず、世界を挙げて、今ファッション的な暴力横行の時代に、西尾氏が揚足を取られて、我衆議院から除名されたのは決して驚くに足らず、寧ろ必至的の結果であるが、さりとは余りに子供らしく唯噴飯を禁じ得ない」とズバリと切り込んだ。

(つづく)

**<引用資料・参考文献>**

- (1) 『目撃者が語る昭和史一第五巻 日中戦争 - 「国家総動員法の製作者・木道茂久」』 前坂俊之  
編 新人物往来社 1989年11月 38頁
- (2) 『同上 - 「黙れ発言の真相・佐藤賢了」』 118頁
- (3) 『同上 - 「国家総動員法の製作者・木道茂久」』 118頁
- (4) 『同上』 135 - 136頁